

議案第 24 号

生駒市監査委員条例の一部を改正する条例の制定について

上記の議案を提出する。

平成20年3月7日

生駒市長 山下 真

生駒市監査委員条例の一部を改正する条例

生駒市監査委員条例（平成3年7月生駒市条例第22号）の一部を次のように改正する。

第14条を第15条とし、第11条から第13条までを1条ずつ繰り下げ、第10条の次に次の1条を加える。

（健全化判断比率又は資金不足比率の審査）

第11条 監査委員は、地方公共団体の財政の健全化に関する法律（平成19年法律第94号）第3条第1項の規定による健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類又は同法第22条第1項の規定による資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類を審査に付されたときは、その日から60日以内に意見を付けて市長に提出しなければならない。

附 則

この条例は、平成20年4月1日から施行する。